

令和7年12月17日
四国地方整備局
松山港湾・空港整備事務所

「東予港港湾脱炭素化推進計画」が公表されました ～次世代エネルギーの受入環境の整備を図るCNPの形成を促進～

東予港(河原津地区・壬生川地区・中央地区・西条地区)において、港湾法第50条の2第1項の規定に基づき、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るため、「東予港港湾脱炭素化推進協議会」(事務局:愛媛県)にて計画作成に向けた検討を重ね、今般、「東予港港湾脱炭素化推進計画」として公表されました。

今後も東予港における脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等に向けて、港湾管理者並びに港湾関連事業者が連携し、本計画の取組が推進されるよう、四国地方整備局としても支援して参ります。

1. 東予港港湾脱炭素化推進計画の作成目的

東予港（河原津地区・壬生川地区・中央地区・西条地区）では、臨海部を中心として温室効果ガス排出量の大きい産業が立地しており、これらの産業の使用する資源・エネルギーの殆どが港湾を経由することから、脱炭素化に配慮した港湾機能の強化や、水素・アンモニア等次世代エネルギーの受入環境の整備を図るCNPの形成を推進するため

※東予港(東港地区)は「新居浜港・東予港(東港地区)港湾脱炭素化推進計画」として令和5年9月8日に公表されています

2. 取組方針

- ①水素・アンモニア・バイオマス、LNG等の利用拡大、受入環境の整備
- ②火力発電所、工場・事業所における低・脱炭素化
- ③船舶における低・脱炭素化 ④荷役機械・車両の低・脱炭素化
- ⑤陸上電源の導入 ⑥港湾工事の低・脱炭素化 ⑦モーダルシフトの推進

3. 公表資料

東予港港湾脱炭素化推進計画

同 概要版

URL : <https://www.pref.ehime.jp/soshiki/105/index.html>

【問い合わせ先】

<東予港港湾脱炭素化推進計画の内容に関すること>

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課計画係 TEL : 089-912-2692(直通)

<本プレスリリースに関すること>

四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所 企画調整課長 竹村 慎治 TEL : 089-951-0162(直通)